

富山県警察職員暫定再任用制度実施要綱の制定について（例規通達）

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）の改正に基づき、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として施行されている暫定再任用制度について、県警察における同制度の適正な運用を図るため、別添のとおり「富山県警察職員暫定再任用制度実施要綱」を制定し、令和6年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、「富山県警察職員再任用実施要綱の制定について（例規通達）」（平成18年3月8日付け富務第373号）は令和6年3月31日をもって廃止する。

別添

富山県警察職員暫定再任用制度実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、令和5年4月からの定年引上げに合わせ、従前の再任用制度を廃止し、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として運用を開始した、暫定再任用制度の実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 暫定再任用対象者及び任期等

1 暫定再任用対象者

暫定再任用の対象者は、令和5年4月1日前に退職した者のうち、法附則（令和3年6月11日法律第63号）第4条第1項又は第6条第1項に該当する者及び令和5年4月1日以後に退職した者のうち、法附則（令和3年6月11日法律第63号）第4条第2項又は第6条第2項に該当する者とする。

2 任期

暫定再任用に係る職員（以下「暫定再任用職員」という。）の任期は、1年を超えない範囲内において警察本部長（以下「本部長」という。）が定める期間とし、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 任期の更新

(1) 暫定再任用職員の勤務実績が良好である場合であって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で必要であると認められるときは、当該職員の年齢65年到達年度の末日の範囲内において、必要により1年を超えない範囲内で任期を設定し、任期の更新を行うことができる。この場合、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

(2) 前記(1)に規定する職員の同意は、第3の2(1)アに規定する書面の提出を受けることにより得たものとみなす。

4 勤務形態及び勤務時間等

(1) 勤務形態は、フルタイム勤務又は短時間勤務とする。

(2) 勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

ア フルタイム勤務は、富山県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令（昭和63年富山県警察本部訓令第6号）第2条に規定する勤務時間等とする。

イ 短時間勤務は、配置先の業務内容に応じて決定する。

ウ その他勤務条件に関する事項は、本部長が別に定める。

第3 暫定再任用の手続

1 暫定再任用計画の策定等

(1) 暫定再任用を行おうとするときは、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案し、警務部警務課（以下「警務課」という。）において暫定再任用計画を策定するものとする。

(2) 暫定再任用計画を策定したときは、当該計画に基づく募集要項を作成し、各所属に通知するものとする。

2 暫定再任用選考の申出

(1) 前記1(2)の募集要項に基づき暫定再任用を希望する者（既に退職している者を除く。）及び任期の更新を希望する者は、次に掲げる書類を作成し、所属長を経由して本部長に提出するものとする。

ア 暫定再任用選考申込書（別記様式第1号）

イ 健康状態等申出書（別記様式第2号）

(2) 所属長は、前記(1)ア及びイの書類の提出を受けたときは、前記(1)アの書類に所見等を記入し、本部長に提出するものとする。

(3) 既に退職している暫定再任用希望者は、前記(1)アに掲げる書類及び健康診断書（別記様式第3号）を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に提出するものとする。

第4 再任用選考委員会の設置

1 暫定再任用を希望する対象者について、公正かつ適正な選考を行うため、警察本部に富山県警察再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は本部長とし、委員は警務部長、警務部首席参事官、警務課長及び本部長が指名する者をもって充てる。

4 委員会の庶務は、警務課において行う。

第5 暫定再任用選考の手続

1 選考の方法

(1) 委員会は、暫定再任用選考申込書を提出した者の中から、次に掲げる事項を総合的に審査して選考を行うものとする。

ア 過去の勤務実績（定年退職に引き続き暫定再任用を希望する者にあつては、退職前3年間におけるものとし、任期の更新を希望する者にあつては、当該更新直前の任期におけるものとする。）

イ 退職又は任期の更新前に有していた知識、技能等の保有状況

ウ 暫定再任用の時点での健康状態

エ 暫定再任用しようとする官職に対する勤務意欲、適性等

オ 暫定再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等

(2) 選考に当たっては、必要により筆記試験、面接試験その他の方法を用いることができるものとする。

2 選考結果の通知

本部長は、委員会の選考結果に基づき、暫定再任用が内定した者に対しては、暫定再任用内定通知書（別記様式第4号）により、暫定再任用が内定しなかった者に対しては、暫定再任用選考結果通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

※ 別記様式省略